

2025年度

ブロック塀の危険箇所の調査を行い、地震等における災害を防止する

ブロック塀診断士 講習試験

～適切なブロック塀の
設計・施工に関する知識が身に付く～



ブロック塀診断士資格は、
既存ブロック塀等の性能評価を行う者の知識と技術を
認定する資格です。

地域の安全、環境保持を目的に、ブロック塀の危険箇所の
調査を行い、地震等における災害を防止します。
また、リフォーム需要に対応し、既存ブロック塀の診断
業務を行います。

【受講・受験資格】

1級・2級建築士、1級・2級建築施工管理技士
1級・2級土木施工管理技士、1級・2級造園施工管理技士
1級・2級ブロック建築技能士、1級エクステリアプランナー
建築コンクリートブロック工事士

【講習・試験の内容】

ブロック塀等における、設計・施工において専門技術者が
通常有すべき知識と技術の程度を基準として、ブロック塀
の基礎知識・法令・構造・配筋・使用材料・診断方法等を、
5時間講習します。
講習終了後、資格審査試験(四肢択一式 20問 50分)を
実施します。

【受講手数料】

一般 : 41,800円(税込)
適応税率10% 消費税額3,800円
JPEX正会員: 35,200円(税込)
適応税率10% 消費税額3,200円
※JPEX正会員の方は専用の申込書でお申込みください。

【資格登録】

合格された方は、資格登録が必要です。
ご登録いただくと、資格証およびブロック塀診断士腕章
をお送りいたします。
資格登録料 8,800円(税込)

第1回 5月28日(水) オンライン

申込受付開始 4月1日(火)～
Zoomを利用

第2回 7月17日(木) 名古屋会場

申込受付開始 5月12日(月)～
会場: ウィンクあいち

第3回 9月4日(木) オンライン

申込受付開始 7月7日(月)～
Zoomを利用

第4回 10月15日(水) 福岡会場

申込受付開始 8月18日(月)～
会場: リファレンス駅東ビル

第5回 1月28日(水) 東京会場

申込受付開始 11月28日(金)～
会場: 東京文具共和会館

講習・試験の詳細情報はこちらのQR
コードよりご確認ください。

※開催日、会場等は変更になる場合があります。



【お問合せ】 公益社団法人 日本エクステリア建設業協会 ブロック塀診断士係
TEL 03-3865-5671 Email: info@jpex.or.jp



ブロック塀診断士®

～ブロック塀診断士資格制度について～

【経 緯】

1978年6月に発生した宮城県沖地震以後、幾多の地震において、ブロック塀・石塀等の倒壊により尊い人命が奪われるという災害が生じています。1995年1月に発生した兵庫県南部地震を契機として施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修が実施されましたが、ブロック塀に関しては十分な対策とは言えないのが現状でした。

そのような状況から、当協会は1997年11月にブロック塀に関わる学識経験者、施工者等で構成するブロック塀診断士制度特別委員会を設置し、既存ブロック塀の安全対策の取組みとして、“ブロック塀診断士”制度の制定に向けた規程を作成し、当時の建設省（現国土交通省）と協議を行い1998年4月に『ブロック塀診断士』という制度を発足させました。

【目 的】

ブロック塀診断士制度は、既存ブロック塀等の性能評価を実施する者の資格として認定するものです。ブロック塀診断士は、当協会と緊密な連携のもと、地域の行政庁が防災政策の一環として取組む活動に貢献するものとします。

- ①既存ブロック塀等の耐震診断及び判定を行う。
- ②ブロック塀等における違法な設計・施工に対して、正しい手法を指導する。
- ③国土交通省等の要請による当協会が実施する防災の啓発活動に参加し、広く国民に防災知識を普及させることに努める。

以上のような取組みにより、ブロック塀等に対する安全、安心につながり、災害時における人的被害の撲滅、並びに避難路の確保や緊急車両の円滑な通行を可能とすることへの働きかけを目的とします。

【ブロック塀診断活動における留意点】

耐震改修促進法施行令等が改正され、2019年から避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等が耐震診断の義務付け対象に追加されました。この診断については、日本建築防災協会の『既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習』を修了した1級建築士、2級建築士、木造建築士またはブロック塀診断士が、義務付けにかかる既存ブロック塀等の耐震診断にかかる資格者として国土交通大臣より認定され、耐震診断を実施することができます。

※『既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習』については、一般財団法人日本建築防災協会のホームページをご確認ください。

【公正な資格制度であるために】

- ・ ブロック塀診断士の有資格者で診断士登録をしている方が『ブロック塀診断士』を称することができます。
- ・ ブロック塀診断士のための講習会、セミナー、情報提供等は当協会が行っています。
- ・ 『ブロック塀診断士』は、当協会で商標登録しております。登録第5173056号